

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度 松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会臨時会
2. 開 催 日 時	令和8年3月25日（水）午前10時から
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所5階特別会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 三重労働局職業安定部長（山口大樹） 三重労働局訓練課長（土屋ゆり） 松阪公共職業安定所所長（石橋利宣） 松阪公共職業安定所就職促進指導官（併）統括職業指導官（高木俊宏） ◎松阪市福祉事務所長（谷中） 保護自立支援課長（原田） こども局こども未来課長（加藤） ※◎会長 （事務局）保護自立支援課 生活サポート係（渡邊・上村・大川） 以上10名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市 健康福祉部 保護自立支援課 生活サポート係 担当者：上村、大川 電 話：0598 - 53 - 4670 F A X：0598 - 26 - 9113 e-mail：seikatsu@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和7年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について
2. 令和8年度事業実施計画（案）について
3. その他

議事録 別紙

令和7年度松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会臨時会（概要）

日時：令和8年3月25日（水） 10時00分～11時15分

場所：松阪市役所 5階特別会議室

参加：松阪市福祉事務所所長 谷中 靖彦

三重労働局：職業安定部長 山口 大樹、訓練課長 土屋 ゆり

松阪公共職業安定所：所長 石橋 利宣、統括職業指導官 高木 俊宏

松阪市福祉事務所：保護自立支援課長 原田 純弥

松阪市健康福祉部：こども局こども未来課長 加藤 知孝

就労の広場 就労ナビゲーター 山田 美香

生活相談支援センター 主任相談員 樋上 和志

（事務局）

保護自立支援課 生活サポート係 担当主幹 渡邊 純会

生活サポート係長 上村 言葉、係員 大川 航季

1. あいさつ

- ・会長あいさつ（福祉事務所長）
- ・会長代理あいさつ（三重労働局 職業安定部長）

2. 自己紹介

3. 協議事項

（1）令和7年度一体的実施事業の事業評価について

【三重労働局 説明】

○「生活保護受給者等就労自立促進事業」の実績について

- ・支援対象者数に対する就職者数の割合が69.6%という目標に対し、2月末時点で支援対象者数132人のうち122人を就職につなぎ、92.4%という高い就職率を引き続き維持している。
- ・支援対象者数の目標値180人に対し、2月末時点で132人となっている。
- ・令和5年度から3年連続で就職率の目標値を上回っている。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【松阪公共職業安定所 説明】

○生活保護受給者等就労自立促進事業進捗状況について

- ・令和8年2月末時点で、支援対象者数の目標180人に対し132名で達成率73.3%
就職者数は、132名に対し122名で達成率92.4%、目標の達成率69.6%を大幅に上
回っている。
- ・就職者別の内訳からすると生活保護受給者の就職率が少ない。
- ・運営協議会への労働者・使用者の参加についてはこれからの検討事項となっている。
- ・生活保護受給者のうち高齢者の占める割合が年々増加しており、就労意欲の高い支援
者が減少傾向にあり支援対象者として選定できるものが少なかったため2月末時点で
目標達成率73.3%となっている。
- ・生活保護受給者に対する勤労意欲の喚起、就労意欲の高い者（特に早期段階の者）を
積極的に支援対象者として選定し、年間目標達成に向けて取り組む必要があり、市と
ハローワークとの情報共有により効果的な就労支援を実施する。
- ・就職者数については92.4%という好実績を上げることができている。松阪市・ハロー
ワークの担当者間の連携により継続的な相談を実施し、効果的に職業紹介を行って
いることで確実に就職に繋げており、目標を達成することができた。
- ・現況届にパンフレットを同封して送付した。ひとり親家庭を対象にし、現況届の手續
きの後に就労の広場の利用の促進につながることを目的としたもので今後も行うこ
ととする。

【委員からの意見】

- ・生活保護受給者の就職率が他と比較すると低くなっているが考えられる要因は何か
→(保護自立支援課)高齢者世帯が増えてきている現状があり、障がいをもっている
方など就職活動に専念する人が少ないことが原因となっている
→(松阪公共職業安定所)
こちらの説明がよくなかった。他と比較すると低い数値となってしまっている
が、目標値は達成しておりむしろ高い数値と言える。
- ・運営協議会への労働者・使用者の介入について、他市で好事例はあるか
→(三重労働局)
特に聞いていない。
- ・労働者・使用者をなぜこの協議に介入させないといけないのか
→(三重労働局)
労働政策全般に、労働保険というものがあり、労働政策に関しては労使が参画
するべきであるという価値観であり、そもそもお金を出している人が意見発信
をする機会をなるべく確保するべきであるというのが基本的な考え方にはなっ
ている。なるべくとは言いつつも必ずとは言っていない。地域の実情として
現実的に可能かどうかというところは、地域で実態に応じて判断するというこ
とになる。
- ・好事例があったとしても、松阪で判断してもいいということか。
→(三重労働局)
労使が参加するという事で外部の目線が入っていいということもあるし、行

政だけのほうが率直な意見交換ができるということもあるかもしれないし、そこは総合的に判断していけばいいと考えている。

- ・労働者・使用者が介入しているところはあるのか

→(三重労働局)

ある。

- ・割合としてはどれくらいか

→(三重労働局)

15%ほどである。

- ・生活保護の情報は外に出しにくいものとなっているが、それが原因でトラブルとなった事例はあるか

→(三重労働局)

そのような細部までの情報は持ち合わせていない。

労働者・使用者の参加については可能な限りとの通達があり、地域の実情に合わせて検討をしていくことが大事である。

- ・四日市の協議会における労働者・使用者の介入はどうなっているか

→(三重労働局)

率直な意見交換をし、連携を図りたいため介入は不要であるという意見が出ている。

○市関係各課からの支援対象者等の状況について

【生活保護関係の説明】

- ・高齢者世帯が多く約60%を占めている。生活保護の世帯数では1762世帯、保護率では13.6%、保護人数は2,086人とほぼ横ばいとなっており、物価高騰等の影響もあるが生活保護費については国の基準に基づいて、一定の金額を支給している。
- ・ケースワークの状況について、査察指導員4人、ケースワーカー20人で対応、担当1人当たり90世帯前後を対応、就労支援員を1人配置しておりハローワークと連携しながら就労へ結びつけるように就労支援を行っている。
- ・就労支援を行っていない高齢者世帯や障がい者、精神面に問題がある人などを除くと、就労意欲のある人の母数が非常に少なく、目標数の達成ができていないのが現状である。

【児童扶養手当関係の説明】

- ・児童扶養手当の受給者に送付する現況届の通知の中に、チラシ等を入れたり、離婚手続き等の際に就労の広場を案内している状況である。
- ・児童扶養手当受給資格者数の推移、児童数については年々減少傾向、資格喪失の方を除くと、令和7年度2月末時点では1379人になる見込みである。

【生活困窮関係の説明】

- ・生活困窮者への支援状況では、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症に関する自

立支援の相談件数が減少し、一人ひとりにかかる時間が確保しやすくなっている。寄り添った支援が可能となり困窮している方から家計の相談を受け、家計の改善を行うことができた。生活支援相談センターと就労のひろばが隣接している環境のおかげで、お互いに情報交換をスムーズに行うことができ、丁寧な対応により、相談者の方々も気軽に安心して利用している。就労意欲の高い方には、いち早く自立の支援へとつなぐことができるため、就職率への成果もある。今後も連携を深めて就労支援に取り組んでいきたいと考えている。

【委員からの意見】

- ・生活保護受給者は就労が可能な人は就職してもらうことが基本的だと思うが、高齢者に対する就労の促進はどのように行っているのか
 - (保護自立支援課)
就労指導は 65 歳以上にはおこなっていない。意欲のある方には働いてもらっているが、その数としては 20 名程度。
- ・高齢者世帯数は昨年度と変わっていないが、なぜ就労者数が伸び悩んでいるのか
 - (保護自立支援課)
障がいをもっている人や精神病を患っている人、本当に精神に問題があるか怪しいが就労指導を行っても素直にに応じてもらえないことが非常に多く、結果として就労につなげられないことが多い。
- ・本人の就労意欲が前提にはなるが、障がい者雇用などを駆使し、就労につなげていくということが大事になってくる。
- ・生活困窮者の支援対象者数が他所と比較して非常に多くなっているが、そのコツはなにか
 - (生活相談支援センター)
就労の広場と同じ部屋にあることで、その場ですぐに就労の手続きを行うことができる。また、そこに支援員も同席をすることができ、情報共有もしやすい。相談の日が浅いうちに就職先が決まるとプラン作成が間に合わないことが多いため、相談の 2 回目か遅くとも 3 回目にはプランを作成できるようセンター内で共有をしている。
- ・就労の広場の方からも具体的な意見を聞きたい
 - (就労の広場)
保護自立支援課と生活相談支援センターが近くにあることでスピーディーに支援につなぐことができている。生活困窮者にも生活保護受給者にもなりえない人の相談が少しずつある。ペルー人の相談が増えてきているイメージ。また、仕事につけていない在留資格を持った人の相談も多くなってきており、頭を悩ませている。市役所の開庁時間の変更に伴い、来所がある前に関係機関と密に計画を立てて臨むことができるようになった。感謝している。
支援者を増やす取り組みとして、本人が望んで働こうとするように関係を築

きながら徐々に就職活動に向けた取り組みを促していくよう心掛けている。
現場における課題として就労の意欲がない方が多い。そういった方に働きかけを行い、連携を取ってきたケースワーカーが異動になることがある。
そういった場合に一体的支援の事業のこともしっかりと引き継ぎをしてもらうようお願いしたい。

→(福祉事務所長)

市役所の開庁時間の変更に伴い、効果があったことの報告をしていただくようお願いいたします。人事異動に伴う引継ぎはしっかりと行います。

協議事項(2)令和8年度一体的実施事業の事業運営計画(案)について

【松阪公共職業安定所 説明】

- ・1 事業内容 (1) 目的、(2) 支援対象者、(3) 業務内容、(4) 設置場所

(3)業務内容について

求人情報提供端末について現在3台あるPCをタブレットに変更し、数を1台に減らすが、窓口に設置する台数は変わらないため業務に支障はないと考える。

- ・2 業務運営体制

- (1) 体制
- (2) 業務取扱日及び時間
- (3) 運営管理

3 事業目標

- ・令和8年度目標値

支援対象者 180人以上、就労者数 126人以上

○次年度の各課取り組みについて

【生活保護・自立支援関係の説明】

- ・(生活保護関係)

ケースワーカーの異動が今年もある。新しくケースワーカーとなる者と就労の広場がしっかり連携を取れるようにすることを約束する。目標達成が出来ない状況が続いている。各ケースワーカーの就労につなげた件数を月1回全員に共有し、意欲を高めていくための取り組みをおこなう。

- ・(生活困窮関係)

生活相談支援センター、就労の広場と支援状況の把握や情報共有を積極的に図る。1年間のスケジュールを見直し、年度初めから積極的に就労支援を行う体制を強化することで目標数値を達成できるよう努める。

- ・(生活困窮関係)

支援対象となる人と信頼関係を築きつつ、意識して早期にプラン作成をおこなうなど幅広い支援ができるよう取り組んでいく。

【こども支援関係の説明】

- ・現況届の手続きをした後に、就労の広場の案内を引き続き行っていく。
- ・児童扶養手当に同封するチラシの新しいアイデアを考えるなど、幅広い周知を行い従来通りのものをコツコツと積み重ねていく。

閉会のあいさつ

11時15分 閉